

## 高齢者公共交通利用促進助成事業実施要綱の概要

### 第1条 趣旨

高齢者への公共交通の利用促進のためバスチケット 65（助成券）を支給する。

### 第2条 定義

- ① 自主運行バスは、ききょうバス中心市街地線と自主運行バス諏訪線
- ② デマンドバスは、小泉根本よぶくるバス、古虎溪よぶくるバス、市之倉トライアング  
ルバス

### 第3条 支給対象者

4月1日時点で、65歳以上かつ多治見市に在住する者  
(ただし、令和6年度については10月1日時点で65歳以上の者)

### 第4条 助成券の支給等

- ① 市長は、支給対象者に助成券を支給する
- ② 助成券は、1枚100円、60枚を一組とする
- ③ 助成券は1年度に1回に限り6千円を支給する  
(ただし、令和6年度は3千円：令和6年10月～令和7年3月の半期のため)

### 第5条 利用方法

1回の乗車につき1枚使用。ただし土日祝日は2枚使用可

### 第6条 対象の公共交通機関

- (1) 路線バス（東鉄バス）、自主運行バス諏訪線、ききょうバス
- (2) デマンドバス

### 第7条 当該事業に関する申出等

市長は、当該事業の概要について、住民への周知を行うことにより申出を行う。

### 第8条 助成券の受領

- ① 支給対象者は、受領書により助成券を受領できる
- ② 受領については、市長が定める場所で受領できる  
(本庁舎、駅北庁舎、各地区事務所、高田郵便局)

### 第9条 代理による受領

代理で受領できる者は、支給対象者が指定したと認められる者、市長が適当と認める者とする。

#### 第10条 支給決定

市長は受領書を受領したときは、内容を確認の上、助成券を支給する。

#### 第11条 受領されなかった場合等の取扱い

受領手続きがない場合は、助成券の受領を辞退したとみなす。

#### 第12条 不当利得の返還

要件不該当になった者、不正により支給された者に対して返還を求める。

#### 第13条 その他

当該事業の実施について必要事項は別に定める